

平成 19 年 8 月 31 日

原子力科学研究所・モックアップ試験室建家東側引込溝（ピット）
に係る告発に関する調査結果等について

独立行政法人日本原子力研究開発機構

第 1 本件告発の概要

本件告発は、東海研究開発センター原子力科学研究所（以下「原科研」という。）放射線管理部業務課あての「告発書」と題する書面により郵送でなされたものであり（平成 19 年 6 月 25 日受領）、放射能汚染測定で 4k という数字が測定された場所（ピット内）が放置されている事実について、機構の担当職員から絶対に口外しないしてほしいと言われたということの内容とするものである。

第 2 本件告発に関する事実関係の調査の方法

- 1 本件告発については、コンプライアンス（法令等の遵守・企業倫理の遵守）活動の推進部署の長である法務室長が、理事長の命を受け、調査を行った。
- 2 その際、本件告発の内容からすると、本件告発は平成 18 年 6 月、7 月に行った第 2 回除染作業を指すものと考えられるが、判然としないことから、同年 10 月、11 月に行った第 3 回除染作業についても調査を行うこととし、除染作業に携わった職員 9 名全員、作業員 21 名全員のほか、その他の職員を含め、合計 36 名から聴取を行うとともに、関係資料の収集等を行った。

第 3 本件告発に関する事実関係の調査の結果

1 隠ぺい指示の有無

本件告発に照らすと、機構のいずれかの担当職員が、国への法令報告をしないこととするため、非管理区域であるピットが汚染している事実について、作業員に対し、口外しないよう隠ぺい指示をなしたのではないかと考えられた。

しかし、上記指示をしたという職員は一人もおらず、作業員も、職員から、かかる指示を受けたと述べる者は一人もいなかった。

2 口外発言の有無

- (1) 次に、隠ぺい指示ではないものの、口外しないしてほしいとの趣旨の発言があ

ったかについては、以下の4名が、それぞれ、発言時期、発言状況を異にして、「外で話さないようにしてほしい」との趣旨の発言をなしたことが確認された。

・第2回除染作業時・・・3名

- ・総括責任者（受注業者）：作業期間初日、ピット汚染確認後
- ・作業責任者（下請業者）：ピット汚染確認後
- ・作業員1名（下請業者）：ピット汚染確認後

・第3回除染作業時・・・2名

- ・廃止措置課課長代理　：時期不詳
- ・総括責任者（受注業者）：作業期間初日

(2) なお、職員が、総括責任者等に対して、上記発言をするよう指示したという事実は見いだされなかった。また、上記発言をなした者が、職員の指示を受けて上記発言をなしたという事実は見いだされなかった（作業責任者のピット汚染確認後の上記発言について、ある作業員は、作業責任者から、「職員（又はお客さん＝機構の意）から言われているから、外で話すなよ」との趣旨の発言を聞いたとするが、他方、作業責任者は、「職員（又はお客さん）から言われた」とその作業員に述べたことはないし、そもそも、職員からそのようなことを言われたということはないとしている。）。)

また、廃止措置課課長代理の上記発言について、この発言を聞いたかもしれないとする作業員は、やばいから隠せという感じではなく、軽い感じで言われたただけであり、何とも思わなかったとしている。同様に、総括責任者の上記発言を聞いたとする作業員は、発言を聞いたが変な悪い印象は持たなかったとしている。なお、作業員1名の発言を聞いたとする作業員はいなかった。

3 発言者の発言理由

上記各発言者が上記発言をしたのは、以下の理由からである。

(1) 「契約仕様書」や「作業要領書」の第三者への口外の原則禁止の定め（*）が念頭にあったこと。（総括責任者〔受注業者〕、廃止措置課課長代理）

* 契約仕様書～「受注者は、業務上知り得た情報を、当所（原科研の意）の許可なく第三者に口外してはならない。」

作業要領書～「本作業を行う上で知り得た情報は、貴所（原科研の意）の許可無く第三者に口外及び発表いたしません。」

- (2) 作業現場で見聞きしたことを他の現場や第三者に話さないというのが、作業員の作法であると考えていたこと。(作業責任者・作業員1名 [下請業者])

第4 本件調査の結果を踏まえた措置について

1 受注業者に対する指導

- (1)① 受注者(その下請業者を含む。)やその指揮下にある作業員が、受注業務遂行上知り得た事柄をみだりに(発注者の許可・了解なしに、独自の判断で)第三者に口外してはならないことは、「契約仕様書」や「作業要領書」の上記記載の有無にかかわらず、当然のことである。(民法644条[受任者の注意義務]は、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。」としている。)
- (下請業者の作業責任者のいう作業員の作法というのも、この趣旨に出たものと考えられる。)
- ② したがって、「契約仕様書」、「作業要領書」の本件記載は、格別問題となるものではなく、総括責任者(受注業者)が、第2回除染作業や第3回除染作業の各初日に、作業員に対して、「作業要領書」の本件記載を口頭で説明するに際して、「外で話さないように」との趣旨の発言をなしたこと自体は、格別問題とすべきものではない。
- (2) しかし、ピットの汚染が確認された後に、作業員らが第三者へ口外することを話題にしていたわけではなく、単に、汚染について話題にしていただけの状況下で、総括責任者(受注業者)、作業責任者(下請業者)及び作業員1名(下請業者)が、「外で話さないように」との趣旨の発言をなし、第三者へ口外しないよう求めたことは、この発言を聞いた者において、汚染事実の隠ぺいのための発言ではないかとの誤解を招きかねないものであった。(なお、本件では、総括責任者等の発言を隠ぺい指示の発言と受け止めたと述べた作業員はいなかった。)
- (3) ところで、「契約仕様書」の本件記載は、平成19年4月以降は、以下の表現に改められており、表現上誤解が生じにくい定めとなっているものの、第三者への発表等の原則禁止の定めであることに変わりはなく、この定め趣旨をきちんと説明しなかった場合には、上記誤解を招くことが皆無とはいえない。

受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関するデータ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (4) したがって、今回のケースを教訓事例として、契約部署から役務契約事案を実施する各部署に対し、①「契約仕様書」の上記記載の意味について周知するとともに、②受注業者やその総括責任者等がその趣旨を正しく作業員に伝えるよう、各部署への注意喚起を行っていくこととする。また、各役務契約事案実施部署において、契約締結後に個々の事案を実施していくに当たっては、受注業者やその総括責任者等に対し、今回のようなケースが生じないように、受注業者等への指導を行っていくこととする。

2 作業員とのコミュニケーションの更なる確保

- (1) 廃止措置課課長代理は、第3回除染作業がピット内での閉所作業であり、労働環境が厳しく、おそらく、作業員の労働条件に対する不平、不満がたまっているのではないかと考え、また、立場上、「契約仕様書」の本件記載を承知していたことから、「こんな作業をさせられているのだといったことをよそで話さないでほしい」といった趣旨の発言をしたかもしれないと述べている。
- (2) しかし、本件作業においては、毎朝、作業に携わる職員と作業員全員との打合せの場が持たれ、作業内容に関する確認がされ、また、随時、総括責任者（受注業者）や作業責任者（下請業者）との打合せも行われていたものの、作業員から労働環境に関する不平、不満の類の意見が出ていたわけではなかったのである（作業方法に関する意見が出たことはあった。なお、本件調査でも特段の不平、不満は確認されていない。）。
- (3) そのような作業員の不平、不満の意見が述べられていない状況下で、上記発言をした場合には、作業内容の隠ぺいのための発言ではないかとの誤解を招きかねないものであった。（なお、本件では、廃止措置課課長代理の発言を隠ぺい指示の発言と受け止めたと述べた作業員はいなかった。）。

また、受注業者やその指揮下にある作業員を管理監督する職員である廃止措置課課長代理が、「契約仕様書」の本件記載を承知していることは当然のことであるが、何らの脈絡もなく上記発言をしたことは、上記のような誤解を招き

かねないものであり、不用意な発言であったと言わざるを得ない。

- (4) ところで、汚染除去作業は、ともすれば後ろ向きの業務ととらえられがちであり、また、その作業は困難が伴うものであるが、廃止措置業務は、機構において欠くことのできない重要な業務であり、不用意な発言に起因して業務の進捗に支障を来すことのないよう、上記のような打合せの場を更に活用して、作業員との十分なコミュニケーションを図っていく必要がある。
- (5) よって、理事長から、原研研所長に対して、このことについて注意を行うとともに、原研研所長から、バックエンド技術部長、廃止措置課長及び廃止措置課課長代理に対し注意を行ったところである。

3 コンプライアンスに関する意識の更なる徹底

- (1) 本件では、第2回除染作業の過程で、ピットの汚染が確認され、そのことは、
 - ① バックエンド技術部においては、廃止措置課技術副主幹から廃止措置課長を経由してバックエンド技術部長に順次報告がなされ、また、
 - ② 放射線管理部においては、放射線管理第1課長が、廃止措置課長から聞いていた（同課長から放射線管理部長への報告はなされていない。）にもかかわらず、いずれも、非管理区域での汚染の発見であるということに思い至らず法令報告をなすに至らなかった。
- (2) さらに、本件とは異なるが、開発試験室の建家周辺でも、過去に、非管理区域での汚染の発見がなされていたにもかかわらず、これも、法令報告をなすには至らなかった。
- (3) 機構は、従業員のコンプライアンスに関する意識の徹底のため、これまでも、毎年、全拠点で全従業員対象のコンプライアンス研修や、管理職者対象のコンプライアンス研修を行ってきたところであるが、今後、このような事態が生じないようにするため、法令報告に関する知識の徹底を含め、コンプライアンス研修を行っていくこととする。
- (4) また、日常の業務を通じて、法令報告の抜け落ちがないようにしていくため、各拠点の業務実施部署と保安管理部署や放射線管理部署との関係についても検討し、日常業務の過程で、各部署が相互にチェックし合うことにより法令報告の抜け落ちがないシステムを構築していくこととする。

以上